

※この法令は廃止されています。

令和二年内閣府令第十一号

生産性向上特別措置法施行令第一条各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める数等を定める内閣府令

生産性向上特別措置法施行令（平成三十年政令第八十一号）第一条の規定に基づき、生産性向上特別措置法施行令第一条各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める数等を定める内閣府令を次のように定める。

（令第一条各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める数）

第一条 生産性向上特別措置法施行令（以下「令」という。）第一条各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める数は、百人とする。

（令第一条各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める金額）

第二条 令第一条各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める金額は、十万円とする。

（令第一条第三号に規定する内閣府令で定める情報）

第三条 令第一条第三号に規定する情報は、次に掲げるものとする。

- 一 保険金の支払の実績
- 二 保険金の支払の実績に応じた保険料の割引率その他の保険料の割引又は割戻しに関する情報
- 三 保険事故の発生の抑制に資する一定の人的関係を構築するための情報

附則

この府令は、生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第四十三号）の施行の日（令和二年三月十三日）から施行する。